

大学院修士段階における授業料後払い制度（日本学生支援機構）

2024（令和 6）年度から大学院修士課程（博士前期課程及び専門職学位課程を含む）の学生を対象とした国による「授業料後払い制度」が導入されることとなりました。

本制度の募集は 9 月から予定されていますが、本学大学院（薬科学専攻博士課程前期課程）へ進学される方を対象に事前申込の受付を開始いたします。

以下の対象者要件にあてはまり、本制度を希望する場合は期日までに書類をご提出ください。

1. 今後のスケジュール（予定）

4/1（月）～4/30（火）	事前申込
↓	
9 月～	スカラネット入力（Web 上での申込内容入力）
↓	
11 月～	・採用者決定（メールでお知らせ） ・採用後の諸手続き案内 ・採用後、生活費奨学金の振込開始

2. 事前申込に関する連絡事項

令和 6 年 4 月から本制度を利用したい場合は、入学後に納付依頼予定の令和 6 年度前期分授業料を支払わないようお願いいたします。

※5 月上旬に学費の振込依頼書が届いた際には、振込みしないでください。

なお、納付してしまった場合、前期分授業料は支援対象外となり、後期分授業料からの支援となります。

3. 事前申込方法

申請期日までに下記書類をご提出ください。

▼申請期間

2024 年 4 月 1 日（月）～2024 年 4 月 30 日（火）まで

▼提出書類

- ①日本学生支援機構給付奨学生証
- ②申請に係る誓約書 
- ③授業料延納願 

▼提出方法

①～③の書類を写真に撮り、メールに添付のうえ、奨学金担当まで送信してください。
なお、メールタイトルは「大学院授業料後払い申請書類提出(学籍番号・氏名)」としてください。

奨学金担当: shogakukin@tohoku-mpu.ac.jp

4. 対象者

以下の①～④全てを満たす者

1	令和6年度以降に国内の大学院修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む)に進学した者。※1
2	本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者。
3	日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者。
4	過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

※1 令和6年度については、上記に加え以下のいずれかに該当すること

①2024(令和6)年度秋の新規入学者

②2024(令和6)年度春の新規入学者であり、2023(令和5)年度以前に「高等教育の修学支援新制度」を利用しており、学部等を2024(令和6)年3月に卒業した後、就職や他の大学院への進学を挟まずに大学院へ進学した者。

(家計基準により支援区分外、廃止となった者を含む)

5. 制度の概要

授業料後払い制度 = A. 授業料支援金 + B. 生活費奨学金

在学中は授業料を納付せず、修了後の所得に応じて後払いする制度です。

授業料は、日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。

また、併せて生活費奨学金の貸与を受けることができます。

(生活費奨学金のみの貸与はできません。)

なお、保証料の支払い(機関保証への加入)が必須となります。

6. 貸与金額 (A. 授業料支援金+B. 生活費奨学金)

A. 授業料支援金 (無利子) : 年額 400,000 円 (上限 : 年額 776,000 円)

※A は保証料を天引きした後の額が授業料相当額となるようにします。

(例:保証料 1,500 円の場合、年額 401,500 円を貸与したこととなる)

※A は授業料の免除を受けた場合、免除後の金額が授業料支援金となります。

※貸与額(返還額)は授業料に保証料を加えた金額になります。

B. 生活費奨学金 (無利子) : 月額 20,000 円または 40,000 円 (受けないことも可能)

※毎月、保証料を引いた額が学生本人へ振り込まれます。

(例:月額 20,000 円貸与で保証料 1,500 円の場合、18,500 円が毎月振り込まれる)

※生活費奨学金のみの貸与はできません。

7. 貸与期間

貸与開始の月～原則として修業年限まで

※採用は最短で 11 月に決定し、振込みが開始する予定です。

※生活費奨学金については、採用後に 4～11 月の 8 ヶ月分が振込みとなる予定です。

8. 選考基準 (日本学生支援機構第一種奨学金の基準を満たす者)

概要は以下の通りです。詳しくは日本学生支援機構ホームページをご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html



学力基準

大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に
必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

家計基準

本人の収入(定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が 1 年間に
得た金額)と配偶者の定職収入の金額の合計額が、下記の金額以下であること。

配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額
と合算する。

なお、定職収入が給与所得以外の場合は、収入金額から必要経費を控除した額となる。

【第一種奨学金の収入基準額】

区分	修士・博士前期課程	博士後期課程、博士医・歯・薬 (4 年制)・獣医学課程
収入基準額	299 万円	340 万円
収入基準額超過の許容範囲	389 万円	442 万円

9. 卒業後の返還

- ・本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じて、授業料支援金及び生活費奨学金を保証料も含めて返還する必要があります。
- ・返還方法は「所得連動返還方式」のみです。（「定額返還方式」は選べません）

10. 注意事項

- ・本制度を利用する場合、日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与を受けることができません。第二種奨学金（有利子）の貸与は可能です。
- ・機関保証への加入が必須です。（人的保証は選べません）
- ・年度途中で第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金に変更はできません。
- ・令和5年度中に第一種奨学金に予約採用された方は、併給ができないため、第一種奨学金の辞退が必要です。
- ・春の定期（在学）採用も本制度希望者は第一種奨学金の申込みはできません。
- ・令和6年度修士課程進学予定者を対象とした第一種奨学金返還免除内定制度に申請した方は、返還免除内定制度は令和6年度の後払い制度には適用されないため、本制度ではなく、第一種奨学金を申請してください。
- ・申請後に本制度を辞退する場合には、速やかに奨学金担当までお知らせください。
- ・休退学を希望する、または原級した場合には、速やかに奨学金担当までお知らせください。